



第26回

今話題の更正の請求の請求期間の延長について

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

納税者の権利が拡大されました。今回は、その内容をご説明します。

1 申告期限後に間違いに気づいたとき

税務署に提出した申告書について、法定申告期限後に申告内容の間違いに気づいた時は、次の方法で訂正します。

(1) 修正申告

「納める税金が少な過ぎた場合」や「還付される税金が多過ぎた場合」には、修正申告をおこないます。

(2) 更正の請求

「納める税金が多過ぎた場合」や「還付される税金が少な過ぎた場合」には、更正の請求をおこないます。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認めた場合には、減額更正をして税金を還付することになります。

2 改正の内容

(1) いつの分から？

「平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税」について、適用されます。みなさんの会社の決算月と法定申告期限を確認してみてください。

(2) どれだけ延長されたの？

更正の請求ができる期間が、法定申告期限から5年（改正前：1年）に延長されました。

(参考) なお、次のものについては、さらに期間が延長されています。

- ① 贈与税および移転価格税制に係る法人税
法定申告期限から6年（改正前：1年）
- ② 法人税のうち、純損失等の金額に係るもの
法定申告期限から9年（改正前：1年）
（平成23年12月2日から平成24年3月31日までの間の適用については7年となります）

(3) 更正の請求の範囲が拡大されました

① 当初申告要件の廃止

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置がありました（当初申告要件）。そのため従来は、この当初申告に適用金額の記載がないと更正の請求では救済できないものがありました。

今回の改正では、一定の措置については更正の請求により事後的に適用を受けることができることとされました。

② 控除額の制限の見直し

控除額等の金額が当初申告の際の申告書の記載金額に限定される「控除額の制限」がある一定の措置について、更正の請求により、「当初申告時の控除額の金額」を「適正に計算された正当な額」まで増額することができることになりました。

(4) 内容がわかるものをつけましょう

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

※平成24年2月2日以後に行う更正の請求について適用されます。

(5) 偽りの請求には罰則を

偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則が設けられました。

（罰則の内容） 1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。
小林 誉光 税制副委員長